

事 務 連 絡
平成24年12月16日

事業主・担当者 各位

伊藤忠連合厚生年金基金
(公 印 省 略)

平成25年4月以降の掛金率について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在作業を進めております代行返上及び確定給付企業年金基金への移行に伴い、平成25年4月以降の掛金率が変更となりますのでご報告申し上げます。

新企業年金基金発足時には掛金率の計算をやり直すことが義務付けられており、今回の掛金率計算は平成24年3月31日決算データを使用して行うこととなります。ただし、決算で計上している代行部分の債務額（最低責任準備金・継続基準）と、実際に国へ返還することになる債務額（最低責任準備金・非継続基準）の計算に使用する利率が違うため（両方とも国の運用利回りを使用しますが、非継続基準は1年9ヶ月前の利回りが適用されます）、債務を評価替えして掛金率計算を行います。その結果、繰越不足金が2,073百万円となり、不足金償却のための特別掛金（20年償却）を0.1%引き上げざるを得なくなりました。なお、掛金率の変更には代議員会の承認及び厚生労働省の認可が必要となりますが、平成25年度の予算作成の時期でもあり、あらかじめご報告する次第であります。

事業主の皆様方におかれましては新たなご負担をお願いすることになり、大変心苦しい限りですが事情ご賢察のうえご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

適用日：平成 25 年 4 月（平成 25 年 5 月納付分）

掛金区分	【新掛金率】	【現行掛金率】	差
	新企業年金基金	厚生年金基金	
第 1 標準掛金（加算標準掛金）	1.5%	1.5%	
第 2 標準掛金（基本標準掛金）	0.1%	0.1%	
特別掛金（基本特別＋加算特別）	0.9%	0.8%	+0.1%
事務費掛金	0.2%	0.2%	
合 計	2.7%	2.6%	+0.1%

(注)

- ・掛金区分の（ ）内は厚生年金基金の掛金名称です。
- ・新掛金率は平成 25 年 4 月分からの適用予定です。
- ・上記掛金率は全て事業主負担となります。
- ・賞与時の掛金はありません。
- ・一人当たりの年間の影響は下記の通りです。

(平均給与月額：410,000 円、平均年間賞与額：1,250,000 円とした場合)

$410,000 \text{ 円} \times 0.1\% \times 12 \text{ ヶ月} - 1,250,000 \text{ 円} \times 0.1\% = 3,670 \text{ 円 (増加)}$

※ 「[企業年金基金掛金（厚生年金保険料）早見表](#)」を送付いたしますのでご利用願います。